

「子どもたちの権利」を知っていますか

●問い合わせ

人権・同和対策課 (☎85-7133)



人権・同和対策課のfacebookページを公開。本市が行う講演会などの情報を掲載します。気軽にアクセスしてください。

すべての子どもは、健やかに成長するための権利を持っています。本年は、平成元年に「こどもの権利条約」が採択されてから30年の節目です。この条約では、子どもの権利を4つに分け、すべての子どもの権利を守るよう定めています。

生きる

すべての子どもの命が守られること

育つ

能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもたちが1人の人間としての権利を保障されるためには、親だけではなく地域や行政などすべての大人が協力し、権利を守ることが重要です。すべての子どもが健やかに成長し、幸せに生きるために、あなたの力が必要です。